

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第23号 発行日：平成28年10月27日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

## 熊本訴訟第17回弁論

10月7日、熊本地方裁判所で第17回口頭弁論が開かれました。

弁論では、中島潤史弁護士が昭和44年以降の汚染状況について意見陳述をし、当時測定された様々なデータが汚染の継続を示していることを指摘しました。また、園田昭人弁護団長が本訴訟の進行について意見陳述をし、この訴訟の審理・判決が、被害を矮小化する被告らの対応を糺し、水俣病問題の正しい解決に寄与することを強く願う旨、述べました。



(写真：報告集会の様子)

## 近畿訴訟原告が100名を超えました！



9月2日、大阪地方裁判所で、近畿訴訟第6陣提訴が行われました。

新たに12名が原告に加わり、近畿訴訟の原告団は合計104名となりました。

第6陣原告のうち7名は、熊本・鹿児島から転居して、現在は大阪府や兵庫県、滋賀県の近畿一円に居住されている方です。残り5名は、愛知県と岐阜県の中部圏に居住されています。

提訴前、裁判所近くの弁護士会館で、熊本から応援に駆けつけてくれた熊本原告団副団長が挨拶をし、全国で団結して闘っていることを再確認しました。

## 東京訴訟第10回弁論

10月12日、東京訴訟第10回弁論が開かれました。

これまでと同様、多数のサポーターの方が駆けつけ、傍聴席を埋め尽くしてくださいました。

弁論では、被告側から、水俣病の一般的経過として最長4年以内に発症すること、遅発性の症状はないことを前提に、除斥期間が経過している旨の主張がなされました。

原告側からは、和泉貴史弁護士が曝露について意見陳述をし、昭和44年以降も汚染が続いていたこと、居住歴や家族歴が曝露の有力な証拠であることなどについて述べました。



(門前集会の様子)

### 【今後の予定】

10月28日	近畿訴訟第6回弁論
11月15日	近畿訴訟7陣提訴
12月 7日	東京訴訟第11回弁論
12月 9日	熊本訴訟第18回弁論

### \*とある弁護団員のヒトリゴト\*

私は昔から歯がとても弱いです。どうやら幼い頃、母親が食べ物を噛み砕いてやってから私に与えていたのが原因のようです。毎日欠かさずきちんと磨いているのに虫歯が絶えません。一度虫歯になると進行も早いので、小さい頃ひどい時には週3回くらいのペースで歯科医院へ通っていました。

散々通い尽くして歯医者にはもううんざりしていたのですが、また最近ごまかしきれないくらいに歯が痛くなってしまい、仕方なく通い始めました。そうすると自分が気付いたところ以外にもやられている歯が複数あり。

歯科医院特有のあの「キーン」という音と振動に硬直しながら、「将来生まれてくる自分の子どもには、絶対にこんな思いはさせない」と強く心に誓った次第です(ちなみに、まだ妊娠はしていません)。

かく言う私の叔母夫婦は歯科医と歯科衛生士。私自身も、大学時代は歯科医院の受付のアルバイトをしていました。歯医者とはご縁がありすぎます・・・  
(弁護士 川邊みぎわ)

すべての水俣病被害者救済に向けて

**ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。**

**みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。**

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索